

恩賜公園の誕生

篠崎 佑太

はじめに

現在、東京都内には上野・井の頭・猿江と「恩賜公園」と名付けられた公園が三ヶ所あり、このほかに浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園という恩賜庭園が二ヶ所ある。これらは、いずれも宮内省が管理していた御料地や離宮を東京市、東京都へ下賜され、公園として整備・開園したものである。本稿は、このうち東京市最初の郊外公園として大正六年（一九一七）に誕生した井の頭恩賜公園を事例として取り上げ、恩賜公園が誕生する経緯を宮内公文書館の所蔵する特定歴史公文書等を中心に用いてひも解いていきたい。

近代日本における公園をめぐる法整備は、明治六年（一八七三）一月十五日付の「人民輻湊ノ地ニ公園ヲ設ルヲ撰択稟候セシム」（太政官布告第一六号）によってはじまる。国における公園の所管は、はじめ大蔵省租税寮が管轄し、内務省が設置された後は、同省地理局、同省庶務局地理課が管轄していった。転換点となったのは、明治三十年に内務省衛生局の所管となったことである。これにより、公園行政は地理行政から衛生行政へと転換し、予算

規模の縮小から停滞していくようになる⁽¹⁾。

公園をめぐる問題は、地域ごとに異なるが、東京における公園は、都市の衛生施設あるいは災害避難場所として認識され、都市計画の問題として浮上⁽²⁾してくる。明治二十二年の市区改正設計（旧設計）においては、四九ヶ所におよぶ公園の設置・整備が取り上げられている。しかし、東京においても財政上の問題から公園の設置は滞り、国と東京府・東京市による公園行政が進展するのは、大正十二年（一九二三）の関東大震災後を待たねばならない。

井の頭恩賜公園については、公園開園に至る過程が、自治体史等でまとめられており、東京市で初の郊外公園として位置づけられている⁽³⁾。その一方で、同公園は、初の恩賜公園であるということにも留意しなければならない。従来の研究では、この点が看過され、宮内省側の視点が欠けているといえよう。宮内省がどのような状況のなかで後に公園となる御料地を取得し、利用し、下賜されたのか、明らかにする必要があるだろう。

また、「恩賜」という視点から公園をみれば、近年の研究では皇室財産としての御料地に注目が集まっており、その「処分」という観点から府県や民間への払い下げが取り上げられている。明治十八年に宮内省御料局が設置さ

れて以降、明治二十三年までに御料地は急速に設置が進められるが、その後は地方や民間へ払い下げられたり下げ渡され、段階的に処分されることが明らかにされている。⁽⁴⁾特に、御料地については戦後踏襲されてきた「皇室の経済基盤」という認識に加えて、「民需供給や国土保全」の役割もあつた、という認識が示されたことは重要である。⁽⁵⁾この点を踏まえ、御料地が「処分」された後、どのように利用されたのか検討することは、皇室と地域との関係を検討するうえでも意義を持つのではないだろうか。下賜された御料地が公園として利用された例は未だ検討がなく、初めて恩賜公園として開園した井の頭恩賜公園が設置された背景を検討する余地があるだろう。

以上の先行研究に学びながら、本稿では次の二点を明らかにしていきたい。第一には、宮内庁宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等を中心に用い、宮内省によって井の頭恩賜公園となる御料地がいかに取得され、利用されていったのかを検討していく。第二には、下賜の経緯を追い、公園として開園する過程を検討する。以上の点を明らかにし、「恩賜公園」誕生の背景を追究していきたい。

一 「名所」から官林へ

1 近世の井の頭

近世を通じて幕府の直接支配を受けていた井の頭池の一带は、幕府の御林、あるいは一七世紀に江戸へひかれた神田上水（神田川）の水源として知られる。⁽⁶⁾本論の検討を始める前に、その前史として近世期の井の頭池とその周辺

がどのような場所であつたのか、地誌や紀行文をもとに概観していきたい。

まず、林述斎が編んだ「新編武蔵風土記稿」の編纂に携わり、その際の調査資料に基づき、文政三年（一八二〇）に植田孟縉が記した『武蔵名勝図会』を確認しよう。ここでは、「井の頭弁財天」、「御殿跡地」、「井の頭池」などが立項されている。記述は重複するところが多く、弁財天や井の頭池の大きさなど基本的な情報のほかは、神田上水の水源であることや、「井之頭」の由来でもある将軍がこぶしの木に彫刻した逸話が紹介される程度である。⁽⁷⁾

次に、江戸神田司町の名主であつた齋藤月岑が天保五年（一八三四）から七年にかけて刊行した、江戸とその近郊の地誌である『江戸名所図会』を確認する。同書には、井の頭池の項目が立項され、次のように記されている。

【史料1】

神田上水の源なり、長さ八西北より東南へ曲りて三百歩はかり、巾八百歩あまりあり、池中に清泉涌出する所七所ありて、早魃にも涸る事なし、故に世に七井の池とも称ふ、相伝ふ慶長十一年、大神君適こゝに至らせ給ひ、池水清冷にして味ひの甘美なるを賞揚し給ひ、御茶の水に汲せらる、又寛永六年大將軍家こゝに渡御なし給ひ、深く此池水を愛させられ、大城の御許に引せられへき旨、鈞命ありて御手自池の傍なる辛夷の樹に御小柄をもて井頭と彫付たまふ、是より後此池の名とす。⁽⁸⁾
其辛夷の木ハ大盛寺に収蔵す
 （以下略）

井の頭池から湧き出る清泉は、早魃の際にも涸れることはなく、慶長十一年（一六〇六）には徳川家康が、また寛永六年（一六二九）には三代將軍徳川家光が同地を訪れたという。特に家光は、この池水を愛で、井の頭と命名したという。逸話の内容は『武蔵名勝図会』の範囲をこえないが、総じて内

容が詳らかに紹介されている。

三点目に、清水徳川家に仕え、日本橋浜町に住んでいた村尾嘉陵が文化十三年（一八一六）九月、井の頭弁財天へ詣でた際の「井の頭紀行」という紀行文をみてみよう。⁹⁾ 弁財天については「こけらぶき、拝殿は萱ぶきにて、間口四間半ばかり」とあり、「鎮もりまし給ふ」と静けさが伝えられる。また井の頭池については、上野の不忍池の半分ばかりの大きさであり、葦や荻は刈ることなく生い茂っている、池の水は半分も見えず、雁や鴨の群れが限りなく群れている、という。野趣に富む風景が想起される。併せて紀行文には、先の地誌で紹介したような徳川将軍家との逸話も紹介されている。また、村尾が当時住んでいた浜町を「朝巳の刻」（午前十時）ごろ出発し、参詣を終えて帰宅したのが「四の鐘うつ比」（午後十時ごろ）であることは興味深い。江戸に住む人びとにとって、井の頭池一帯は、日帰りで行ける距離にあつたといえるだろう。

これらの点からは、近世期における井の頭池一帯が、江戸に水を供給する神田上水の水源として、また徳川将軍家と所縁のある地所として、あるいは江戸近郊の「名所」として、人びとから親しまれていた様子がうかがえよう。

2 明治初年の井の頭

前節で紹介したように、井の頭池一帯は、近世において幕府の御林であり、徳川将軍家に所縁のある江戸近郊の「名所」であった。明治期にはいると幕府から引き継いだ明治政府が管理し、明治三年（一八七〇）には民部・大蔵省によって池内の水草の除去や護岸修理が実施されるなど、官林として管理されている。¹⁰⁾

一方で、近世以来御用木の伐り出しや損木の買い取り、苗木の植え付けなど、幕府の御林の管理を吉祥寺村が担い、多大な負担をかけられていたことは留意しなければならぬ。吉祥寺村は、明治元年十月十八日、武蔵知県事の古賀一平へ御林の伐採と農地への開墾を願っている。¹¹⁾ しかし、この願いはすぐには聞き届けられなかった。

明治四年十一月二十日、同地を管理していた大蔵省勸農寮は、「吉祥寺村字井ノ頭官林地所立木共御払下ケ願出候もの」がいるとして、漸く払い下げの入札の実施を東京府下最寄りの村々へ通達する。ところが、入札の結果、落札したのは吉祥寺村ではなく、四ツ谷伊賀町の岩崎伝次郎であった。さらに、官林の引き渡しは、廃藩置県による管轄替えの時期と重なり混乱した。

井の頭池一帯はもと品川県の管轄であったが、同県から東京府を経由して神奈川県へと引き渡されている。結果的には、神奈川県管轄となるも、管理は東京府が担い、所有者は岩崎、という複雑な状況が生じたのである。¹²⁾

その後、官林一帯の管理を巡って岩崎と吉祥寺村では軋轢が生じ、岩崎は同地の樹木伐採を進める一方、吉祥寺村は村民一同で岩崎の所有地には一切関与しないという議定を結び、井の頭池一帯への関わりを自ら否定していく。¹³⁾ ところが、岩崎が同地の伐採や開墾を進めたことで、明治七年には早くも問題が生じる。これについては、明治七年八月十五日に東京府知事の久保一翁から内務卿伊藤博文へ提出された何書に詳しく記載があるので、次に引用し、検討していきたい。

【史料2】

¹⁴⁾ 神田上水源武州多摩郡牟礼村吉祥寺村入会井之頭池廻り西北之間反別拾壹町四反五畝歩字御殿山と相唱、従来池付官林二而大樹木繁茂候処、明

治四未年中勸農寮ニ於テ地所樹木共、合金千六百拾円九拾二錢五厘ニ而第三大区九小区四ツ谷南伊賀町岩崎伝次郎へ払下相成、大木之分追々切払候二付、右池林付之方ニ從來蛇口式ケ所有之、平常清泉湧出候処、伐木以來逐年水涸レ、当今ニ至候而ハ湧水一滴モ無之、根元右御殿山生育之樹木ハ池水助成之為メ取設候官林之由口碑モ有之、此上殘木切払茶畑等ニ開墾致候時は、山沢不通氣理ニ而数年ヲ不出、府下飲水欠乏相成難洪可致見込二付、右地所昔日之通、樹木生育致池付助成林官有地ニ買戻シ申度、右入費仕払之儀は一体全府ニ關係致候儀ニ付、代価官費ヲ以払下ケ渡相成候様致度、伺之通御聞届相成候上は、地価之儀は神奈川県共猶打合之上、詳細取調再応相伺可申、至急御評決御指令有之度、略絵圖面相添此段相伺申候也^⑭

傍線部に沿って解釈していきたい。①井の頭池の西北部は御殿山と言い、従来は池付きの官林であり、大樹が生い茂る場所であった。②明治四年中に大蔵省勸農寮が、御殿山の土地や樹木とも一六〇〇円余で四ツ谷南伊賀町の岩崎伝次郎へ払い下げた。③その後、大木は伐採され、二ヶ所あった水源は平常であれば清泉が湧き出ていたが、年を追うごとに水が涸れ、現在に至り湧水は一滴もない。④もと御殿山の樹木は池水の助成をするために設けられたという言い伝えもあり、さらに残りの木を切り払い開墾したならば、水源は数年で枯れ東京府下の飲水は欠乏し難渋する見込みである。⑤そのため、地所を昔日の通り樹木の生い茂る池付きの官有地とするべく買い戻したい。東京府全体に及ぶことなので、費用は官費から出してもらいたい、というものであった。これに対して、伊藤は「神田上水之源井之頭池付官林官費ヲ以買戻之儀、實際無余儀相聞候」として、大久保からの願いを聞き届け、地価

は地券代価をもって立木は相当代価をもって買い上げるよう指示している。^⑮

これを受けて、東京府は神奈川県へ地価について問い合わせる。しかし、同県からは同地について未だ地券を渡しておらず、地価は未確定であること、確固たる代価ではないが同村内の田畑の代価を比較して五〇八円九五銭余を算出した、との回答があった。東京府は、このことを再び内務省へ問い合わせ、内務省からは「実地相当代価」にて買い戻すよう、指示を受けている。^⑯この後、東京府は岩崎を呼び出し協議したところ、結果として八五九円にて買い上げることに着した。^⑰以上のように、井の頭池一帯は、一度は民有地になったものの、湧水の枯渇など問題が生じたため、東京府によって買い戻された。買い戻されたのちは、官有地第三種に編入されている。

では、本章の最後に東京府によって買い戻されたのち、どのように取り扱われたのか、一例をみてみたい。次に示す史料は、明治九年四月五日付で東京府知事の楠本正隆から内務卿の大久保利通へ松の苗木を植え付ける費用についてうかがった書類である。

【史料3】

神田上水々源神奈川県管下武州多摩郡牟礼村地先井ノ頭池附字御殿山官林前年大木伐採跡え松苗木植附、往々樹木繁茂、上水湧溢候為メ枯木払下ケ之義、明治八年十月二日營第六拾貳号ヲ以相伺候処、枯木代金之義ハ神奈川県より納方申出、苗木植付入費之義ハ是亦同県方別段請取方申出候義と可相心得旨御指令有之、然ル処右場所ハ当府於而進退致居候間、枯木払下、苗木植付等当府ニ而取計候様致度旨、尚亦昨年八月三十日營第千百五拾九号ヲ以相伺候処、当府取扱之義御聞届相成、即今季節二差掛候二付、松長三尺方四尺迄壹万本植附入費積之義、一般え広告

およひ候処、府下第一大区七小区松川町壹番地木村喜代助義金百四拾七
 円八拾銭ニ而落札相成候二付、調査致シ候処、不相当も無之候間、右代
 価ヲ以至急植附申度、右入費金御下ケ相成候様致シ度、別紙書類相添此
 段相伺候也⁽¹⁸⁾

史料からは幾つかのことがわかる。まず、井の頭池一帯が神奈川県
 であるものの、実際の管理は東京府が担っていること。次に、東京府は神奈
 川県や内務省と協議しながら苗木の植え付けや枯木の払い下げなど、官林の
 整備を実施していること。そして、注目したい点は、近世以来明治初年に至
 るまで、吉祥寺村が負担していた苗木の植え付けについて、入札を実施し民
 間の請負に切り替えていることである。これは枯木の払い下げについても同
 様のことが指摘できる⁽¹⁹⁾。こうした背景には、本節で検討した一件により、東
 京府、神奈川県、内務省が水源涵養の重要性を再認識し、地域への負荷を少
 なく、より持続可能な形へ切り替えていったことが指摘できよう⁽²⁰⁾。

以上、検討したように明治維新後、政府の管轄となった井の頭池一帯は、
 明治四年に民間へ払い下げられたが、樹木の乱伐により水源が枯渇したため、
 東京府によって買い戻された。この後、東京府により積極的な水源涵養政策
 が採用されていく。一方で、神奈川県管轄地でありながら、東京府附属地と
 して同府の管理となる、いわば両属のような形は解消されず、これは明治二
 十六年の三多摩移管まで継続することとなる。

二 宮内省管轄の時代

1 御料地への編入

前章で検討したように、明治期以降の井の頭池一帯は、一時的に民間の手
 にわたるものの、基本的に神奈川県下の東京府附属地の官林として東京府に
 よって管理されていた。このような管理の体制が変更されるのは、明治二十
 二年（一八八九）のことである。

明治十八年十二月、宮内省に御料局が設置された。御料地については、従
 来明治七年に出された「地所名称区別改定」（太政官布告一二〇号）により
 官有地第一種皇宮地あるいは皇宮附属地と公称されてきたが、御料局の設置
 に伴い、その名称を御料地と統一している。後年、帝室林野局が整理してい
 るように、御料地には皇居・離宮・御用邸など皇室が直接所要の「第一類御
 料地」と山林・農地・鉱山など収益事業用の「第二類御料地」があった⁽²¹⁾。

御料局の設置後、御料地編入について議論が進められ、明治二十一年十月
 には、官林官有地取調委員会が設けられた。御料地選定の方針について、農
 業を経営の主とする御料局長肥田浜五郎と林業をその主とする東京農林学校
 教授の中村弥六の意見が対立した。最終的には、肥田と中村の意見がそれぞ
 れ部分的に採用され、御料地や御料林等が選定されていった⁽²²⁾。

明治二十二年に入ると、選定された官林の授受が行われ、五月十三日には
 長野県西筑摩郡、同月十六日には岐阜県恵那郡、八月三十日には既に決定さ
 れていた全国の官林九十万町歩のうちから、東京府・京都府・大阪府・兵庫

県・奈良県・埼玉県・熊本県・宮崎県・秋田県等の官林が控除され、御料局へ引き渡されていった。⁽²³⁾ 井の頭池と御殿山の官林、すなわち神奈川県北多摩郡三鷹村牟礼字井ノ頭所在御料地七町一反七畝十一歩および同郡吉祥寺村字御殿山所在御料地十四町九反二十四歩は、この時に御料地への編入が決定しており、「第二類御料地」に分類されるものであった。⁽²⁴⁾

ただし、神奈川県下の東京府付属地という複雑な管轄の状況もあったためか、明治二十二年十月二十一日には、御料局山林課から御料局静岡支庁へ次のように問い合わせられている。

【史料4】

神奈川県下武蔵国多摩郡吉祥寺牟礼村字御殿山但池付草生地及元弁財天上地官林ヲ合ス

一、反別拾七町四反三畝拾四歩 水源涵養林

右林地之義ハ神田上水源之故ヲ以、従来官有地第三種ノ儘東京府附屬ト

シ、保護栽植其他トモ同府へ委託相成居候次第、然ル処今般御料地ト相

成候ニ付而は、取扱振仍チ従来之通心得候テ可然哉之旨、同府ヨリノ問

合ニ対シ当局長ヨリハ、勿論従来之通ニテ可然旨答へ相成り候処、然ラ

ハ為念右之趣静岡支庁へ達シ置キ相成度旨、更ニ依頼有之候、依之取調

之都合も候ニ付、右林地ハ神奈川県ヨリ如何様之振合ニテ貴庁へ引継相

成候哉、其御模様一応御知セ相成度、此段及御照会候也。⁽²⁵⁾

まず、神奈川県下にある御殿山の官林一帯は、官有地第三種として東京府付属地として、同府へ委託され保護や植栽などが実施されていたことが再確認できる。次に、井の頭御料地の取り扱いについて、東京府から宮内省御料局へ問い合わせがあり、御料局長から東京府へ「従来之通ニテ可然旨」が回答されていることがわかる。すなわち、井の頭御料地は、御料地編入後

も御料局ではなく、東京府が管理しているのである。【史料4】は、そのことを念のため御料局山林課から静岡支庁へ伝えるものであった。さらに、注目したい点は井の頭御料地が水源涵養林として、認識されている点である。従来の御料地は、皇室の経済基盤という認識が強くあったが、近年ではこれに留まらず、民需供給や国土保全など御料地に対する多様な観念があったことが明らかにされている。⁽²⁶⁾ 井の頭御料地は、「第二類御料地」に分類されるが、事業用に収益を見込んだものではなく、神田上水の水源保護、という認識が色濃かったことがうかがえよう。⁽²⁷⁾

では、このような御料地への編入は、地域の人びとにはどのように認識されていたのだろうか。次の史料は、明治二十五年三月十七日に武蔵野村（明治二十二年の町村制施行により吉祥寺村ほか三ヶ村が合併して誕生）村長の三井謙太郎から御料局長の岩村通俊へ出された伺書である。

【史料5】

武蔵国北多摩郡武蔵野村大字吉祥寺地内字御殿山官林

一、山林反別拾四町九反式拾四歩

右官林之義ハ元神田上水源ニシテ官有地第三種東京府付属地ナル事承知

罷在候処、当今ハ帝室御財産トシテ皇宮附屬地ニ偏入相成候哉ニ承り、

果シテ然ルヤ未タ従前之通り東京府所屬地ニ有之候哉、所屬地種不明ナ

ルトキハ保護取扱上差支候間、何分ノ義至急御回報ヲ煩シ度、此段奉伺

候也。⁽²⁸⁾

これによれば、井の頭御料地のうち字御殿山に所在する土地が御料地なのかあるいは東京府付属地なのか、武蔵野村において正確に認識されていないことがわかる。確かに御料地となった後も、従来通り東京府が保護・植栽を



御料地に編入された井の頭池一带（宮内公文書館蔵、識別番号10813）

実施するなど管轄が複雑であったこともあるが、御料地への編入に際して、武蔵野村など町村はほとんど関与していないことがうかがえよう。武蔵野村が、同地の地種を御料地編入から三年余経過して確認している事実と併せて考えれば、御料地であるかどうか、という点は地域の人がとって大きな問題ではないことがわかる。同年四月六日、御料局はこの問い合わせについて、武蔵野村へ「去ル廿二年八月中官有地第一種皇宮地付属地編入相成候二付、直チニ管理方東京府へ委託相成居候」と回答している。³⁰⁾

ところが、この三井からの問い合わせを受けて、御料局が調査を実施したところ、東京府と神奈川県において、井の頭御料地の書面上の引き継ぎに不備があったことが判明した。これについては、宮内省と両府県で調整された。そのうえで、明治二十六年三月四日に宮内省から武蔵野村へ「今回神奈川県取調ニ依リ該反別紙之通訂正候ニ付テハ、其筋ヨリ通達相成候義ト存候得共、為念此段及御通知候」と通知し、同年三月三十一日付で照会のあった一四町九反二四歩の土地を官有地第一種皇宮附属地へ編入している。³¹⁾

このようにして、井の頭池とそれに付属する御殿山の官林は明治二十二年に一部が、書類上の不備があったため、同二十六年三月に残りの部分が御料地へと編入されていった。しかし、同月には三多摩地域が東京府へ移管されることとなり、井の頭御料地は、神奈川県から東京府へ引き渡された。これにより、明治初年以降、東京府と神奈川県で複雑な体制にあった管轄と管理の問題が、東京府に一元化されることになったのである。

2 養育院感化部井之頭学校の設立

前節で検討したように、井の頭池と御殿山の官林は御料地へと編入された。

しかし、同地で御料局による林業など有益な事業が実施された形跡はみられない。それは既に述べたように、同地が神田上水の水源地であり、水源涵養林として認識されていたためである。しかし、神田上水は明治三十四年に東京市上水道が完成したため、一般への給水を止めている。このため、水源涵養という御料地の目的は、早々に失われることとなる。

では、井の頭御料地はどのように利用されていたのだろうか。この点を検討するうえで、見逃せないものが養育院感化部である。養育院とは、東京府内の孤児や窮民を収容するための施設として、明治五年に設立された。初代の院長を洪沢栄一が務めている。後年に洪沢が語ったところでは、日清戦争の前後にかけて東京市内に浮浪少年が沢山おり、養育院に収容されるようになってきた。しかし、通常の孤児と一緒に収容することで、善良な者も間々非行に走るようになり、こうした浮浪少年や不良少年の感化教育を実施する必要性を考えるようになり、資金を調達したいと考えていたという⁽³³⁾。

そうしたところ、明治三十年一月に英照皇太后が崩御した。これに伴い全国に慈恵救済資金の下賜があり、東京市へも二万五千円が下賜されている⁽³⁴⁾。洪沢はこれに目を付けたのである。同年五月二十日、洪沢は東京市参事会へ養育院感化部を設置するための基本財産として交付してもらおうようお願いした。七月二十八日には東京府知事を経由して、東京市から恩賜金一万六九八五円が「養育院之基本財産」として下付されている。さらに、十月二十五日には東京市会において養育院感化部の設置が決定された⁽³⁵⁾。これにより、当時大塚にあった養育院内に新たに感化部建物の工事が始められ、明治三十三年二月に竣工、同年七月に三好退蔵を顧問として感化事業が開始された。

ところが、洪沢の言によれば、この大塚での感化事業は「失敗に終わった」

のである。事業開始から生徒の数を五十名以内として一年余り教育を実施した。しかし、建物が別であっても同一の構内に通常の子どもと不良少年を収容したことで、感化教育の効果が薄く、却って普通の子どもが悪化する、という事態を招いたという⁽³⁶⁾。このため、事業開始から一年余で、早くも感化部を養育院とは異なる場所に移転する必要性が生じた。

【表】は、養育院感化部の移転交渉の経過を洪沢の日記等から一覽にしたものである。これによれば、明治三十四年五月、洪沢は早くも東京市助役の浦田治平を訪ね、交渉を重ねている様子がうかがえる。感化部事業の開始から一年を経ずして、移転に向けて動き出しているのである。さらに、同年中に東京市へ提出された感化部移転の上申書中では、井の頭について「其区域凡ソ式拾余町歩アリテ、山水佳絶・人煙稀疎、而モ交通ノ便ハ甲武鉄道ニ依テ自由ナリ」と述べており⁽³⁷⁾、土地、環境、交通といった要素から既に井の頭御料地に目を付けていたことがわかる。

注目すべきは、明治三十五年一月二十三日に御料局長の岩村通俊と面会し井の頭御料地について尋ね、同月二十六日には実際に井の頭を訪れていることである。実際に洪沢が足を運び、宮内省御料局や東京市と移転に向けた交渉を実施していることがうかがえよう。次の史料は、明治三十五年四月に洪沢が交渉した経過等を東京市長へ述べた書類である。

【史料6】

今回感化部移転別置二付、敷地トシテ御領地井之頭拝借之儀宮内省へ御交渉之処、同地之内御殿山十四町歩九反余歩之地ハ、同省ニテモ不用ナルニ依リ全部貸与セラル、ノ内意ノ由ニ付テハ、全部拝借相成候様御取計相成度（中略）此之計画御採用之上諸事御画策相成候様致度、此段及

【表】 渋沢栄一による養育院感化部移転交渉の経過

年	月日	事由
明治34年	5月16日	東京市役所にて助役の浦田治平と面会、養育院感化部の事を話す。
	6月1日	養育院にて感化部将来の施設に関し協議会を開く。
	6月19日	安達憲忠が来訪。養育院感化部の事を話す。
	10月21日	東京市長の松田秀雄へ、養育院の普通教育事業と感化事業を並置することは不得策であるとして、感化部の移転を上申する。
明治35年	1月17日	東京市役所にて助役の浦田等と養育院感化部の事を話す。
	1月22日	養育院感化部移転地取り調べのため、安達憲忠と共に井の頭へ出かける予定も風雪により中止。
	1月23日	虎ノ門の御料局にて局長の岩村通俊と面会。井の頭御料地について話す。
		東京市役所にて助役の浦田と面会。御料地および感化部別置に関する将来の措置を話す。
		東京府庁を訪ね、書記官の阪本鈺之助に面会。感化部の事を話す。
	1月26日	安達憲忠、山本徳尚と共に井の頭御料地を実地巡検する。
	2月2日	養育院の安達憲忠が来訪。感化部別置の事について土地借用の事を話す。
	2月25日	感化部の移転が市議会で可決される。
	3月8日	東京市役所にて助役の浦田と面会。感化部別置に関する要務を協議する。
	5月12日	東京市役所での送別会に出席。その席で養育院感化部の事を話す。
5月27日	東京市長の松田秀雄から宮内省へ御料地の貸与を請願する。	
明治36年	1月19日	宮内省により御料地の拝借が聞き届けられる。
	2月28日	養育院にて感化部新築の事などを協議する。
	4月18日	養育院職員及び東京市吏員と共に、井の頭に設置する感化部の土地を一覧する。
		養育院感化部新築案が東京市会へ提出される。
	10月23日	東京市役所にて養育院感化部移転に関する調査委員会に出席し、必要性を説明する。
	11月12日	東京市議会にて養育院感化部新築案が可決される。
明治37年	4月3日	三好退蔵が来訪。養育院感化部の事を話す。
	4月12日	三好退蔵へ、養育院の近況を通知する。
	11月	感化部新建築が着工する。
明治38年	3月	感化部新建築が竣工する。
	9月22日	生徒26名を本院より移す。
	10月5日	安達憲忠、山本徳尚と共に井之頭学校へ行き一覧する。移転式開設の手続きを始める。
	10月6日	東京市役所にて市長および安達憲忠と感化部移転式について協議する。
	10月8日	山本徳尚等が来訪。養育院感化部の事を話す。
	10月29日	感化部移転開校式が挙行される。

「渋沢栄一日記」「感化部移転書類」「明治三十八年東京市養育院第三十四回報告」(『渋沢栄一伝記資料』第24巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1959年) および『養育院六十年史』(東京市養育院、1933年)をもとに作成。

上申候也³⁸⁾

ここからは、東京市が御料地の拝借を正式に願う以前に、渋沢が内々に宮内省と交渉していた様子が垣間見える。渋沢が目を付けた井の頭御料地の土地は「御殿山十四町歩九反余歩」の土地であるという。これは、【史料5】で確認した御料地編入に際して書類上漏れており、武蔵野村が地種不明として照会した土地区画と合致する。明治二十六年に宮内省が東京府および神奈川県と調整のうえ御料地へ編入したことは既に述べたが、明治三十五年には同地は既に「不用」となっていたのである。こうした渋沢と宮内省側の内々の交渉を経て、同年五月二十七日には東京市長の松田秀雄から宮内省へ御料地の貸与が請願された。この請願は翌三十六年一月十九日に聞き届けられ、養育院分院敷地として二町九反九畝十一歩、同附属地として十一町九反一畝十三歩、合計十四町九反二十四歩が明治四十四年十二月までの期限付きで貸し渡された³⁹⁾。これは井の頭御料地のうち御殿山の部分に相当する。

その後、明治三十六年八月に養育院感化部新築案が東京市会へ提出され、同年十一月に可決された。翌三十七年十一月から感化部新築工事が着工

している。この工事に先立つ明治三十六年九月には、武蔵野村から東京市へ養育院建設工事の請負願書が提出されているが、東京市は「本市ノ定メタル規定ニ依リ施行可致ニ付」として、応じがたい旨を回答している。⁴⁰新築工事は同三十八年三月に竣工し、同年九月には生徒が移された。十月二十九日には感化部移転開校式が挙行され、養育院感化部井之頭学校が開校したのである。

このように、井の頭池一带は、明治二十二年の全国的な御料地選定のなかで、御料地に編入された。当初は、神田上水源の水源涵養林として編入されたが、明治三十四年に神田上水の一般供給が停止されると、宮内省にとっては不用の土地となっていた。そこに養育院長であった洪沢栄一が目を付け、宮内省御料局や東京市と交渉の末、同地の拝借に成功している。井の頭御料地には養育院感化部の校舎が新築され、井之頭学校が開校したのである。

三 恩賜公園の誕生

1 洪沢栄一の交渉

前章で検討したように、井の頭池と附属の官林は御料地へと編入され、水源涵養林としての役目を終えた後は、洪沢栄一が院長を務めている養育院へと貸与され、感化部井之頭学校が設立された。しかし、洪沢の構想はこれに留まらず、感化部井之頭学校の拡張や公園の設立にまで及んでいた。本節では、井之頭学校設立以降、同地一带が下賜される過程を洪沢の交渉に則して検討していきたい。なお、交渉の経過は後に東京市養育院がまとめた「井

之頭御料林無料下付及拝借ニ関スル件経過報告」⁴¹を典拠として、検討する。

明治四十二年（一九〇九）六月、洪沢は東京市長の尾崎行雄へ内談し、「井之頭御料林及同地周囲ノ御料林」全てを養育院基本財産として、無料下賜して貰いたい旨を申し出る。さらに、下賜が許可されたならば、同地を東京市の郊外公園とし、その設備・経営・掃除などの労役を井之頭学校の収容児に当たらせてはどうか、と提案している。尾崎の承認を得た洪沢は、同年七月五日に同旨趣を正式に東京市へ上申し、同時に同件に関する請願を自身に委任して欲しい旨も願っている。同月二十二日、東京市は洪沢へ「無料下賜請願方専決処理スベキ旨」を通牒している。

これを受けて洪沢は、七月三十日に宮内次官で帝室林野管理局長官⁴³の渡辺千秋に面会し、次の請願書を提出している。

【史料7】

去ル三十六年来拝借致居候、府下北多摩郡吉祥寺村字御殿山御料地十四町九反二十四歩及其接続地井之頭池周囲ノ御料地トモ東京市養育院基本財産トシテ東京市へ無料御下賜相成候様奉願度、其事情左ニ開陳仕候、
（中略）

元来浮浪悪化ノ幼少年ノ通有性ハ利己ノ私情ノミ盛ニシテ、他ニ対スル道義ヲ知ラザルノ点ニアルモノニシテ、所謂忠恕ノ念ヲ欠クルモノニ有之候故ニ、学科及実科ノ教育上ニ於テ最モ此点ニ力ヲ注グ可キモノト信認致候、依テスル児童ヲシテ学科ノ傍、公園ノ如キ公共事業ニ対シテ労役ヲ取ラシメ、不知不識ノ間ニ公利公益ニ関スル觀念ヲ養成助長セシメ、忠悠ノ道念ニ趣カシムルハ方法ノ得タルモノト奉存候、幸ニ該地ノ御下賜ヲ得候上ハ一部分ハ将来同校拡張ノ敷地ニ供シ、一部分ハ開拓シテ菜

園、又ハ花園トシテ農事教育ノ料ニ供スルト共ニ、公衆ノ観覧ニ供シ、或ハ樹種ヲ選ビテ殖林ヲ為シ、池ニ沿ヒタル大部分ハ公園トシテ公衆散策ノ場トナシ候得ハ、該地ノ御下賜ニ依リテ一面ニハ幾多ノ不良少年ヲ正道ニ導クノ用ヲ為シ、他面ニハ公衆娯楽ノ場所トナリ、其益スル所益偉大ナルモノアリト奉存候、

曾テ同地ヲ御料地ニ御編入ノ儀ハ元神田上水湧地保護ノ御旨趣ヨリ出デタル趣拝承致候、然ルニ神田上水ハ目下東京市ノ水道完成ト共ニ不用ニ帰シタル次第有之候間、今ヤ本市所屬ノ本院感化部事業保護ノ御旨趣ニ依リ同地ヲ無料御下賜被仰付候様、只管懇願仕候也⁽⁴⁴⁾

請願書では、御料地の無料下賜を願う事情を述べている。そこでは、不良少年には「忠恕ノ念」が欠けており、それを教育するためには学科の傍ら公共事業へ従事させることが有用であるという。そのため、一つには同地を開拓するなかで農事教育のため少年たちに菜園や花圃を整備させ、二つには公園として公衆の観覧に供することで娯楽の場所ともなり有益である、と述べている。文末には、かつて上水の湧水地保護のため御料地に編入したことを引き合いに、今度は感化部事業保護のために無料下賜を願いたい、と結んでいる。一貫して養育院感化部事業の拡張が念頭に置かれていることがわかる。しかし、この請願はすぐには聞き届けられなかった。洪沢はその後数回にわたり宮内大臣となった渡辺を訪問し交渉したところ、井之頭学校と御料地を実見のうえ詮議することが決められる。明治四十四年四月二十四日、伏見宮貞愛親王と宮内大臣の渡辺千秋が井之頭学校、同御料地および養育院巢鴨分院を順覧した。結果としては「無料下付ノ儀ハ難相叶ニ付長期拝借ノ儀ナラバ許可相成可申」とされ、渡辺からは以後は帝室林野管理局長官の佐々木

陽太郎と直接交渉するように指示された。こうした事情のため、洪沢は東京市長の尾崎へ無料下賜を諦め、長期拝借に改めて内請するべき旨を伝え承認を得ている。これを踏まえて、佐々木と洪沢との交渉が進められた。佐々木は「公園ノ目論見書」を提出するよう指示し、洪沢は東京市を経由して同書類を提出している。ところが、大正元年（一九一二年）十月に佐々木が死去し、後任に有松英義が就任した。洪沢は改めて有松を訪ね、願意を詳述している。そうしたところ、大正二年三月二十四日に有松からの電話を受け、養育院主事の安達憲忠が有松を訪ねると、次の口達があった。

【史料8】

予テ内願有之候井之頭御料地無料無期限ニテ全部拝借ノ上、一部ヲ市ノ郊外公園トシテ公衆ノ娯楽所トシ、同時ニ感化院生徒ヲシテ其経営掃除等ニ従事セシメ、感化事業ニ一層ノ効果ヲ与ヘ度トノ事、夫々協議ノ結果、両様トモ 皇室ヨリ御助成ノ上完成セシメラレ度キ性質ノモノニ付、出来得ル限便宜ノ方法ニ依リ詮議致ス可キ事ニ内定致シタレバ、市長ヨリ表面ノ願書提出相成度云々⁽⁴⁵⁾

口達は井の頭御料地を無料無期限にて貸与することが内定した旨を伝えるものであった。同内容は、東京市長の阪谷芳郎へ宛てた四月四日付の洪沢書簡によって東京市へも伝えられている。この後、交渉は洪沢の手を離れ、東京市が中心となり「表面ノ願書」を提出するための調整がすすめられていく。以上のように明治四十二年以降、およそ五年間にわたり洪沢が宮内省とまり内定まで漕ぎ着けたのである。実際の決定は、大正二年十二月のことであるが、この点は節を改めて検討する。

2 東京市による調査

東京市は、御料地の無料下賜あるいは長期借借を願う宮内省との交渉を渋沢栄一に一任していたが、交渉の間郊外公園の新設に向けて何も実施していなかったわけではない。本節では、明治四十二年以降、東京市が公園設立に向けて実施した二つの調査について確認していきたい。

第一には、東京市公園改良委員会（以下、改良委員会とする）の調査についてである。改良委員会は、明治四十一年に設置され主に既存の公園の改良設計調査に従事し、明治四十三年三月までに四回の報告書をまとめている。⁽⁴⁶⁾この一方で、改良委員会は井の頭付近に郊外公園を設置することについても調査しており、以下ではその報告を概観する。⁽⁴⁷⁾

明治四十二年三月二日、第五回の委員会が開催され、「井ノ頭附近市街公園予定地⁽⁴⁸⁾区域及設備概要ノ件」について東京市長の尾崎行雄から諮問があり、回答のため実地踏査をおこなうことが決められた。同年四月以降、数度にわたる実地調査が実施されたが、四月二十七日の第十三回委員会では「調査ヲ要スル事項少カラサルヲ以テ決定ニ至ラ」なかつた。

改良委員会としての意見書がまとめられたのは、六月一日のことである。そこでは、該地が東京市と近距離にあること、清冽な池水と鬱蒼たる樹林があり公園とするに工事が少なく済むこと、御料地であり譲受あるいは拝借できれば土地を取得する経費が不要であること等が述べられ、「本地ハ市外公園地トシテ適當ナリ」と結論付けている。さらに、「近年樹林伐採間伐等ノ為風致ヲ失フノ惧アルニ依リ：右御料地ヲ公園地トスルノ急要ナルヲ認ム」とあり、その緊急性にも言及されている。

この改良委員会の意見書がまとめられたのは、前節で検討した渋沢が御料地の無料下賜を尾崎へ内談した時期と合致する。東京市の調査と養育院長である渋沢の動向が、どこまで相互に関係するのか判然としない。しかし、養育院の拡張だけでなく、郊外公園の設置を目指していることを鑑みれば、留意しなければならぬ点であろう。

東京市が実施した調査として、第二に注目したいことが北海道札幌区への照会である。明治四十四年十一月、東京市は札幌区へ「貴区公園敷地ハ御料地ヲ借地相成居由ニ候処、其借地ニ関スル条件等参考ノ為承知致度候」と問い合せている。⁽⁴⁸⁾「貴区公園」すなわち円山公園とは、もと御料地であり開拓使の育種園が設けられていた土地を、札幌区が明治三十六年十一月に公園予定地として約六十三町歩の土地を二十ヶ年契約で貸し下げられ、公園地として整備したものである。⁽⁴⁹⁾この照会に対して、札幌区役所は御料局札幌支庁へ提出した「土地借用契約書」の写しを提供している。⁽⁵⁰⁾そして、この札幌区への照会があった時期は、前節で確認した通り、伏見宮貞愛親王と宮内大臣の渡辺千秋が井の頭御料地の実見を経て、無料下賜から長期借用へと土地取得の方針が転換した時期と一致するのである。

本節では、明治四十二年以降、東京市が郊外公園の新設に向けて実施した二つの調査を確認した。ここからは、先に検討した渋沢の交渉やその方針転換に沿って、東京市も多様な調査を実施していたことがうかがえるのである。

3 東京市への「下賜」

前節まで検討したような渋沢栄一による内々の交渉、および東京市による調査を経て、大正二年十二月十九日に御料地は引き渡されることになる。次

の史料は、その際に宮内大臣の渡辺千秋から東京市長である阪谷芳郎へ出された通達である。

【史料9】

郊外公園敷地トシテ東京府北多摩郡三鷹村並武蔵野村所在御料地貳拾貳町八畝五歩ヲ其ノ市ヘ下賜候処、右ハ用途ヲ指定シテ下賜相成候儀ニ付、自然他日公園廃止ノ場合ニハ返上候儀ト可被心得、此段相達候也⁵¹

ここでは二つの点に留意しなければならない。一つは、「郊外公園敷地」という用途を指定したかたちにはなるが、御料地を「下賜」している点である。洪沢の内々の交渉では、無料下賜を断念し長期借用に方針を転換しており、大正二年三月の内定の段階でも無期限の借用という方針であったことは既に確認したところである。二つには、洪沢が交渉していた段階では、御料地取得については養育院感化部井之頭学校の拡張という方針が一貫しており、【史料7】で確認した明治四十二年の請願書や、【史料8】の内定の段階でもその認識は宮内省帝室林野管理局にも共有されていたところである。しかし、実際に「下賜」を伝える達の中には、養育院の文言は出てこず、ただ郊外公園敷地とあるのみである。すなわち、大正二年三月の御料地拝借の内定から、同年十二月に実際に下賜されるまでの間に何らかの方針転換があったことがうかがえる。本節ではこの経緯を確認していきたい。

大正二年三月に井の頭御料地の拝借が内定すると、東京市長の阪谷芳郎は、表向きの願書を提出するため、調整をすすめている。阪谷の日記から、その一部を確認すると、四月十六日には洪沢栄一を訪ね、「井の頭の土地宮内より永代借地のこと、并公園経営併行のこと」を話している。また、六月十八日には、帝室林野管理局長官である有松英義と「井の頭公園の件并宮中と市

との関係注意」を話している。有松とは九月二十一日に、「井の頭学校并公園予定地」を視察している⁵²。こうした点からは、阪谷自ら表向きの願書提出にあたって宮内省との調整に関わっていることがうかがえよう。

大正二年三月以降の東京市の公文書のなかに、井の頭御料地の無料拝借を求める願書は二点残されている。一つは、同年四月十七日起案のものである。しかし、これは庶務課長までの決裁であり、正式に提出する前の下案と考えられる。表向きの願書は、十月二十五日に起案され、同月三十日に提出されている。次の史料が正式に提出された願書である。

【史料10】

武蔵国北多摩郡三鷹村牟礼字井之頭 貳千百七拾貳番

一、禁伐林 反別七町壹反七畝拾壹歩

同国同郡武蔵野村吉祥寺字御殿山

一、禁伐林 九町八反拾七歩

一、林 五町壹反七歩

計貳拾貳町八畝五歩

前記井之頭御殿山御料地ノ一部ハ、明治三十六年以来本市養育院附属感化部井之頭学校敷地及其附属地トシテ拝借仕居候処、同所井之頭池附近^①一帯ハ東京近郊稀^②レニ見ル形勝ノ地ニシテ、此自然の風致ニ対シ相当ノ設備ヲ為スニ於テハ、本市ノ郊外公園トシテ最モ適応ノ場所ト存セラレ候、就テハ同所御料地全部ヲ拝借シ、別紙予定計画書ニ基キ経営致度、幸ニ御詮議ヲ蒙リ完成ノ上ハ^③独り市民ノ為メノミナラス、遠来賓客ヲ遇スルノ一好適地トモ相成可申、且其維持手入等ニハ井之頭学校收容児ヲシテ之カ勞務ニ服セシムル筈ナレハ、傍ラ園芸実習ノ目的ヲ達シ得ルコ

トト相成、感化生ノ教養上多大ノ便益ヲ受クル義ニ有之候、^④ 原来本件ハ前頭ノ如ク当市永遠ノ事業ニ属シ候ニ付、同地ハ総テ市ニ於テ所有シ、充分ノ経営ヲナシ度存候ヘトモ、今ニ於テ御下賜ヲ願出候カ如キハ畏多キ次第ニ付、現在拝借仕居候分トモ、特ニ無償ヲ以テ永久ニ御貸付方願出候義ニ候条、特別ヲ以テ願意御許容被下度、別紙市会ノ議決書相添エ此段奉願候也^{⑤③}

この願書は、市長である阪谷自らが帝室林野管理局に出向き、長官の有松へ提出した^{⑤④}。傍線部に沿って内容を確認すると、①井の頭池の付近一帯は東京近郊にある景勝地であり、自然の趣もあり、東京市の郊外公園としては最適な場所である。②公園の設置は、市民のためのみならず、遠方からの賓客の接待においても適した土地である。③さらに、公園の維持管理は井之頭学校の生徒に従事させる予定であり、園芸実習の目的を達することで感化生の教育上、多大な利益がある。④元来、この件は東京市の事業に属するので、井の頭の土地をすべて東京市で所有し経営したいが、今になって下賜を願うことは、恐れ多いので、現在拝借している分（井之頭学校分）と併せて、無償にて永久に貸し付けてくれるようお願いする、というものであった。

従来、東京市が願っていたことは①と③であるが、養育院拡張の論調は押さえられ、東京市郊外公園の設置が出願の主題に据えられていることがわかる。郊外公園設置への主張の転換は、洪沢が前任の帝室林野管理局長官である佐々木陽太郎と交渉した際に、「公園ノ目論見書」の提出を命じられたことから、帝室林野管理局側の思惑であった可能性が高い。さらに、これまでの東京市や養育院の主張には無かったが、②のような賓客の接待についても言及されている。内定から表向き願書提出までの間で、東京市（阪谷

―養育院（洪沢）―宮内省帝室林野管理局（有松）で願意が整理され、願書が作成されたことがうかがえよう。

しかし、傍線部④で「下賜」について言及はしつつも、願っていることは「無償ヲ以テ永久ニ御貸付」である。すなわち、【史料9】のように「下賜」へ方向転換したのは、東京市が正式に願書を提出した後、帝室林野管理局の判断によるところが大きいと考えられる。

この点について、全容を明らかにすることはできない。しかし、手掛かりとなるのは、次に掲げる大正二年十一月八日付で帝室林野管理局長官の有松英義から宮内大臣の渡辺千秋へ提出された「井ノ頭御料地東京市へ御下賜ノ件内申」である。

【史料11】

（前略）仍テ審按スルニ同御料地ハ大部分禁伐林ニシテ樹木鬱生シ、其内ニ旧神田上水ノ水源ニシテ東京市ノ所有ニ係ル井之頭池アリ、此広大ナル池水ト鬱鬱タル御料林ト相照応シ其景趣ヲ添フルモノニシテ、東京市カ今此景趣ヲ利用シ郊外公園ノ設備ヲナサントスルハ、旧水道ノ遺跡ヲ保存スルト同時ニ其景勝ヲ永遠ニ保持セントスルモノニ有之、東京市ノ計画トシテハ、亦適切ノ措置ト認メ候、然ルニ右要請ノ如ク無償ヲ以テ永久ニ貸付スルトキハ、殆ト所有権ヲ移スト選フ処無之、徒ラニ樹木ノ処分等ニ関シ禁伐解除方等諸種ノ手数ヲ要スル而已ニ有之候、本件ハ元ト公益的事業ニシテ、殊ニ輦轂ノ下ニ在ル東京市ノ事業ニ係ルモノナレハ、他ト其趣ヲ異ニスルヲ以テ、将来公園ノ用途ヲ廃止スル場合ハ、再ヒ御料地ニ返上スル条件ヲ付シ、特ニ御下賜ノ御詮議相成候様致度、別紙願書類添付、此段内申候也^{⑤⑤}

これは、宮内省としての決定に先立って、帝室林野管理局の意見を宮内大臣へ述べたものである。史料冒頭の前略部分には、【史料10】で確認した東京市からの願書の内容が記されている。そのうえで、傍線部①にある通り、郊外公園の設置について一般への供給が停止した神田上水の水道遺跡の保護という目的が加えられ、これらの計画は「適切ノ措置」であると帝室林野管理局は評価している。傍線部②では、無償による永久貸付では下賜と比べて禁拔解除など「諸種ノ手数」が却って増えること、東京市の出願は公益的事業であり、伐採による収益をとまなうような事業とは趣が異なることを述べている。そのうえで将来、東京市が公園敷地の用途を変更し、廃止する場合は御料地へ返上する条件を付けて、下賜してはどうだろうか、と述べているのである。

東京市からの願書は、渋沢栄一や宮内省帝室林野管理局との調整のうえで無料拝借を願うものとして作成され、帝室林野管理局へ提出された。【史料11】からは、その後さらに帝室林野管理局によって出願の論調が変更され、有松から渡辺へ内申される際には、無料拝借ではなく「御下賜」するよう調整されていることがわかる。これは、有松が【史料8】にもある通り、「出来得ル限便宜」を図ったのだと考えられる。その結果、東京市は無期拝借から一転し、条件付きではあるが御料地を賜ることができたのである。

4 井の頭恩賜公園の開園

前節まで検討した通り、東京市は井の頭御料地の無料拝借を願う願書を宮内省帝室林野管理局へ提出した。しかし、帝室林野管理局長官から宮内大臣へ内申の際には、「御下賜」に方針は転換され、十二月十九日東京市へ用途

を限定する条件付きで御料地は下賜された。本稿の最後に、公園名に「恩賜」が付された経緯を検討していきたい。

まず、貸し下げから下賜へ転換した経緯について、養育院主事であった安達憲忠は、大正三年十月に刊行された「東京市養育院月報」のなかで、渋沢栄一の談として、「有松英義氏が就職せられ昨年に至て愈御貸下の事に極た、すると御貸下の間際に至て、陛下の思召で市に永年貸下ると云ふよりは感化院の為なり公衆の為なり市へ全然下付すべしとの御沙汰で本年一月に全部東京市へ恩賜と申す事に相成た」と述べている。⁽⁵⁶⁾ここでは、「貸下」から「下付」への転換は、大正天皇の思召によるもので、そのために「恩賜」という認識を強く持っていることがうかがえる。

次に公園の名称については、「下賜」の決定後、大正二年十二月二十日の「中外商業」に阪谷が「養育院の事業と市民の娯楽地たる公園との為に大御心を注がせ給ふ聖慮のほど感泣の外はなし（中略）而して此の恩賜の公園に對しては永代に記念すべき名称を附することなども可ならん」と述べている。⁽⁵⁷⁾ここで、井の頭公園を「恩賜の公園」と認識し、「永代に記念すべき名称」を付ける考えがある、と述べたことは注目できよう。

実際に、東京市の公文書を確認すると、管見の限り「恩賜公園」という名称の初出は、下賜の決定後に作成された次の史料に確認できる。

【史料12】

拜啓、時下愈々御清祥奉賀候、陳は近年本市ハ人口益々増加シ、其繁栄ヲ加フルト共ニ郊外公園設備ノ必要ヲ感シ居候処、今般右計画ノ趣 叡聞ニ達シ、別紙ノ通井ノ頭御料林ヲ本市へ御下賜ノ旨宮内大臣ヨリ御通達有之候、随テ本市ニ於テハ右優渥ナル聖旨ヲ奉体シ、恩賜公園ノ実ヲ

全フセンコトヲ期シ居リ候次第二御座候、就テハ関係ノ郡町村ニ於テモ本市ト協力セラレ、東京ト同地トノ間ノ道路中狹隘ナル部分ヲ取扱ケラレ、其他公園ノ完成上相当ノ便宜ヲ与ヘラレ候様、追々御協議ニ及ヒ可申順序ト可相成候間、宜敷御高配ニ預候様致度、恩賜ノ次第御報告旁此段得貴意候⁽⁵⁸⁾

これは、十二月二十四日に起案された文書で、市長の阪谷から東京府知事や関係する郡長、市町村長へ井の頭公園の設置を通知する文書である。ここでも井之頭学校の拡大については触れず、郊外公園の設置が叡聞に達し、公園地として土地が下賜されたことが報告されている。そして、公園設置に際して、東京市と井の頭を結ぶ道路の取り広げや、その他にも便宜を図ってくれるよう協力を願っている。

傍線部に注目すると、東京市に下賜となった際の「聖旨」を奉戴し、「恩賜公園ノ実」を全うすることを期している。ここで、管見の限り「恩賜公園」という用語が初めて使われているのである。傍線部の主旨は、先に確認した阪谷が「中外商業」に述べた談話と一致しており、「恩賜公園」が阪谷のいう「永代に記念すべき名称」として用いられていることがうかがえよう。では、「恩賜公園ノ実」とは何であるうか。これは下賜に判断を切り替えた「聖旨」に大きく関わってくる。【史料9】で確認した通り、「郊外公園敷地トシテ」下賜されたものであり、用途を指定しての下賜であったことに留意しなければならない。すなわち、「恩賜公園ノ実」とは東京市として初めての郊外公園を適切に管理・運営することであるといえよう。

このようにして、東京市は郊外公園地として下賜された土地を井の頭恩賜公園と命名し、整備していく。整備に際しては、地元の武蔵野村の青年団も

加わっており、「恩賜公園」の設置は地域のなかで好意的に受け止められていたことがわかる⁽⁵⁹⁾。さらに隣接地を購入し、合併するなど整備は進められ、大正六年五月一日に開園を迎えた。ここに初めての「恩賜公園」が誕生したのである。

おわりに

本稿では、宮内庁宮内公文書館、東京都公文書館の所蔵史料を中心に用いて、「恩賜公園」が誕生するまでの軌跡を追いかけてきた。まずは、本稿で明らかにした御料地下賜の経過を、宮内省側の動向を中心にまとめていく。

井の頭御料地が御料地に編入されたのは、明治二十二年（一八八九）のことであり、宮内省御料局による全国的な官有林原野の御料地編入の一環として実施された。同地は、収益事業を見込んだ「第二類御料地」に類別されるが、実際には神田上水の水源涵養林として、上水を保護することが目的であった。これ以前に、同地が民間へ払い下げられたことにより、樹木が伐採され、湧水が減り、数年後には東京の飲水が欠乏する見込みとなることがあった。この時は、東京府の願い出により官有地として買い戻され、以降は水源涵養の重要性を再認識し、持続可能な形で管理・運営が実施されている。御料地が水源涵養林として位置づけられた背景には、この点があった。しかし、明治三十四年に東京上水道が完成したことに伴い、神田上水は一般への給水を停止している。これにより、水源涵養という御料地の目的は失われ、同地は宮内省にとって不用な土地として認識されていく。

明治三十三年、東京市の養育院長であった洪沢栄一は、英昭皇太后の崩御

に伴い下賜された慈善救済金を資金として、東京府下の大家に不良少年を集めた養育院感化部を新たに設置した。しかし、普通教育と感化教育を同じ場所で行うことは難しく、翌年には感化部の移転が計画される。

移転候補地として渋沢が選定したのが井の頭御料地であった。渋沢は東京市や宮内省御料局と交渉を進め、明治三十六年には同地が養育院へ貸し渡されている。その後、整備が進められ同三十八年十月に養育院感化部井之頭学校が開校した。

その後、渋沢は感化部井之頭学校の事業を拡大すべく、明治四十二年六月、「井之頭御料林及同地周囲ノ御料林」の無料下賜を願い出たい旨を東京市長の尾崎行雄へ内談する。この時に提案されたのが郊外公園の設置である。不良少年の感化教育のためには園芸や公共事業へ従事することが効果的であり、公園の設置はその二つを満たすものであった。渋沢は尾崎からこの交渉を一任され、下賜を実現させるべく帝室林野管理局との交渉が始められた。

渋沢は、宮内次官で帝室林野管理局長官であった渡辺千秋と交渉をすすめ、渡辺が宮内大臣へ転任した後も続けられた。しかし、下賜は難しく、長期拝借することで結論が出された。その後、帝室林野管理局長官の佐々木陽太郎と、佐々木の死後は後任の有松英義と交渉が進められた。そして、五年余の交渉を経て、大正二年（一九一三）三月に渋沢へ井の頭御料地を東京市へ「無料無期限ニテ全部」貸し付けることの内定が通知された（史料8）。

帝室林野管理局は、東京市へ正式に表向きの願書を提出するよう求める。東京市長の阪谷芳郎は、渋沢や有松と交渉を重ね、大正二年十月三十日に御料地の「永久ニ御貸付」を求める願書を帝室林野管理局へ提出している（史料10）。ところが、同年十二月に有松から宮内大臣の渡辺千秋へ井の頭御料

地の処理を内申する段階で、東京市が求めた「永久ニ貸付」は、「下賜」へと切り替えられた。この背景には、永久貸与とすることで下賜するよりも却って事後の事務が増えるという帝室林野管理局の考え方があり、さらに東京市への通達文では大正天皇の思召があったことが示唆されている。いずれにせよ、宮内省は東京市へ御料地を貸与する直前で、下賜へと切り替え、郊外公園として利用する、という条件付きではあったものの、東京市へ井の頭御料地を下賜したのである。

この宮内省の対応に、市長の阪谷は「永代に記念すべき名称」を付ける考えを示し、下賜決定後から、東京市の公文書に「恩賜公園」の名称がみえるようになる。これにより、東京市初の郊外公園は、井の頭恩賜公園と命名され、各種の整備を経て、大正六年五月一日に開園した。

こうした下賜へ至る経過のなかで、三つの点に注目しておきたい。一つ目は、渋沢栄一が宮内省との交渉を一任されたことである。五年におよぶ交渉のなかで、養育院感化部の事業拡大のため、郊外公園の設置を目指す、という願いの大枠は渋沢によって作成されたのである。

二つ目は、こうした願意が表向きの願書を作成する過程で変更されている点である。具体的には、渋沢は養育院事業を拡大するために郊外公園の設置を目指し、御料地の下賜を願った。しかし、提出された願書では、郊外公園を設置することに主眼が置かれ、その維持管理は、井之頭学校の収容児にさせればよい、という書き方に変えられているのである。実際に御料地は、井之頭学校の用地ではなく、郊外公園地として利用する、という条件を付けて下賜されている。

三つ目は、井の頭御料地を永久貸与する内定を、帝室林野管理局長官が宮

内大臣へ内申する段階で下賜へ切り替えるよう提案したことである。最終的には宮内大臣の決裁で下賜は決定しているが、大臣へ転任した渡辺千秋や佐々木陽太郎、有松英義ら歴代の長官と渋沢は交渉しており、下賜の決定には帝室林野管理局の判断が大きく影響したのである。結果的に、この転換が「恩賜公園」を誕生させたのである。

以上の経緯により井の頭御料地は下賜され、井の頭恩賜公園は開園した。最後に、恩賜公園の誕生を地域はどのように捉えていたのか、という点を紹介し、本稿を結びたい。公園の整備にあたって武蔵野村の協力があつたことは既に述べた。それだけでなく、開園後に村役場が作成した村の紹介文にも「恩賜井の頭公園」の所在は明記され、公園が村内にあることを好意的にとらえ、村外に向けて広く宣伝していたことがうかがえる。⁽⁶⁰⁾

その一方で、井之頭学校は地域に厄介視されるようになる。大正八年には村会が一致して、井之頭学校の移転を求める意見書を採択している。井之頭学校にとつても公園設置に伴い地域が市街化したため、感化教育をする環境として適さなくなる。結果的に昭和十四年（一九三九）四月に東村山村の萩山へ移転し、名称も萩山実務学校と改めた。このように渋沢が御料地下賜に向けた交渉の両輪とした井之頭学校と郊外公園は、井の頭恩賜公園の設置後、その明暗を分ける結果となったのである。

そして、井の頭恩賜公園は東京市初の郊外公園として設置されただけでなく、初めて「恩賜」を冠した公園として設置され、このことは後にも影響を与えている。大正十三年一月二十六日、皇太子裕仁親王の成婚に伴い、旧芝離宮、南葛飾第一御料地、上野公園御料地が東京市へ下賜された。⁽⁶²⁾ 東京市は園地の復旧と整備を経て、同年四月に旧芝離宮庭園を開園した。そうしたと

ころ、同年十二月には旧芝離宮庭園と上野公園を「旧芝離宮恩賜庭園」、「上野恩賜公園」と改称することが決められた。これは、東京市に設置された恩賜公園常設委員会において「恩賜公園ハ井ノ頭恩賜公園の前例に倣ヒ凡テ恩賜ノ二字ヲ冠セラレタキ旨」が決議されたためである。⁽⁶³⁾ 井の頭恩賜公園の設置は、恩賜公園設置の先例となっており、以後東京市において御料地が下賜され、公園や庭園として整備された場合、「恩賜」を冠して命名されるようになるのである。

註

- (1) 明治期における公園行政の展開については、丸山宏「内務省の公園調査」、同「衛生行政の展開と公園問題」（ともに同『近代日本公園史の研究』思文閣出版、一九九四年、所収）を参照のこと。
- (2) 明治期の東京における市区改正事業と公園については、小寺駿吉「東京市区改正設計に現れたる公園問題」（『都市問題』四三巻一号、一九五二年）、東京都編『市区改正と品海築港計画』（東京都、一九七六年）および藤森照信『明治の東京計画』（岩波現代文庫、二〇〇四年）を参照のこと。
- (3) 前島康彦『井の頭公園』（財団法人東京都公園協会、一九八〇年、一九九五年改訂）。『武蔵野市百年史 記述編Ⅰ』（武蔵野市、二〇〇一年）、『三鷹市史 通史編』（三鷹市、二〇〇一年）など。
- (4) 帝室林野局編『帝室林野局五十年史』（帝室林野局、一九三九年）、池田さなえ「御料鉾山の払下げ」、同「静岡支庁管下御料林「処分」をめぐる諸問題―御料林と製糸業奨励政策―」（同『皇室財産の政治史』人文書院、二〇一九年）。
- (5) 池田さなえ「北海道御料林除却一件―御料地と国土保全政策」（前掲、同『皇室財産の政治史』）。
- (6) 以下、宮内省が取得する以前の井の頭池と付属する御殿山御林（官林）を便

宜的に井の頭池一帯と表記する。

- (7) 『武蔵名勝図会』(国立国会図書館蔵、請求記号一八三―一五六〇)。
 (8) 『江戸名所図会』(国立国会図書館蔵、請求記号二四―一四)。
 引用史料について、旧字は新字に改め、変体仮名はひらがなに改めた。欠字は一字あけ、平出は二字あけとした。引用史料中の(丸かっこ)は筆者による補足である。以下、引用史料については同様とする。
- (9) 朝倉治彦編『江戸近郊道しるべ』(平凡社、一九八五年)。
 (10) 前掲、『武蔵野百年史』四六二頁。
 (11) この経緯や、明治初年の神田上水の水源涵養については、安藤優一郎「近代都市東京の水源涵養策―井の頭池御林の保全をめぐる―」(『史観』一四六、二〇〇二年)を参照。
 (12) 「武州多摩郡吉祥寺村字井ノ頭官林払下一件」(東京都公文書館蔵、「諸向達掛合留・旧郷村掛取扱・六号」、六〇五・D四・〇一)。
 (13) 前掲、安藤「近代都市東京の水源涵養策」。
 (14) 「内務省へ神田上水源井の頭池付官林買戻の義伺」(東京都公文書館蔵、「院省往復・第一部(土木(営繕取扱))六月(九月)、六〇六・B四・〇五)」。
 (15) 前掲、「内務省へ神田上水源井の頭池付官林買戻の義伺」。
 (16) 「神田上水井ノ頭官林買戻の儀に付東京府より伺及び内務省より回答」(東京都公文書館蔵、「院省往復・第一部(土木(営繕取扱))一〇月(十二月)、六〇六・B四・〇六)」。
 (17) 「神田上水水源井之頭旧官林買戻地佃の儀に付東京府より再伺及び内務省より回答」(東京都公文書館蔵、「院省往復・第一部(土木(営繕取扱))一〇月(十二月)、六〇六・B四・〇六)」。
 (18) 「内務省へ神田上水源官林植付云儀稟議并齟齬再調の指令」(東京都公文書館蔵、「院省往復録・第一部(掛)」、六〇七・C四・〇四)。
 (19) 「神田上水水源神奈川県管下武州多摩郡牟礼村井之頭池縁吉祥寺村地内字御殿山官林の入札払下代佃に付内務省へ伺」(東京都公文書館蔵、「稟議録・税外収

入之部(会計課)(租税課)」、六〇八・D三・一〇)。

- (20) 前掲、安藤「近代都市東京の水源涵養策」では、明治初年の段階で東京府が政府に先行して旧幕府時代を上回る規模で水源涵養林の保護・育成策を積極的に進め、施策が先進的であったことを指摘している。
 (21) 前掲、『帝室林野局五十年史』二三二頁。ただし、この後も史料中に「皇官地」の名称はしばしば使われている。
 (22) 御料局設置当初の御料地選定方針を決定する過程については、前掲、『帝室林野局五十年史』二八〇―二八七頁。
 (23) 御料局「地籍録七」明治二十二年、第一号(宮内庁宮内公文書館蔵、識別番号五六〇四―一六)。以下、特に所蔵先を記さず、文書番号と識別番号のみを示した史料は、すべて宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等である。
 (24) 前掲、『帝室林野局五十年史』三〇三頁。以下、本稿では同地を便宜的に井の頭御料地とする。
 (25) 前掲、御料局「地籍録七」明治二十二年、第六号。
 (26) 前掲、池田『皇室財産の政治史』第五章など。
 (27) この点について、前掲『帝室林野局五十年史』でも「元神田上水水源涵養の為の禁伐林」と位置づけられている。
 (28) 御料局「地籍録一」明治二十六年、第五号(五六〇八―一)。
 (29) 例えば、御料地編入後の明治二十三年十二月、例年実施されている同地の下草刈取掃除を継続したい、という願書も御料局ではなく、東京府へ提出し処理されている(「下草刈取掃除継年願」、『武蔵野市百年史 資料編I上』武蔵野市、一九九四年)。
 (30) 前掲、「地籍録一」明治二十六年、第五号。
 (31) 前掲、「地籍録一」明治二十六年、第五号。
 (32) 「官有地第一種皇宮附属地編入訓令」(前掲、『武蔵野市百年史 資料編I上』所収)。
 (33) 「東京市養育院創立五十周年記念 回顧五十年」(『渋沢栄一伝記資料』二十

- 四巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、一九五九年。
- (34) 内事課「英照皇太后大喪録二」明治三十年、第十四号(五八一―一)。
- (35) 『養育院六十年史』(東京市養育院、一九三三年)四七五―四八八頁。
- (36) 前掲、「東京市養育院創立五十周年記念 回顧五十年」。
- (37) 「感化部移転書類」(『渋沢栄一伝記資料』二十四巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、一九五九年)。
- (38) 前掲、「感化部移転書類」。
- (39) 前掲、「感化部移転書類」。
- (40) 「養育院建設工事請負願書」「養育院建設工事請負願回答」(前掲、「武蔵野市百年史 資料編Ⅰ上」所収)。
- (41) 「北多摩郡三鷹村・武蔵野村御料地無料拝借の件」(「公園地 五冊の一」東京公文書館蔵、三〇一・C五・一二)。本節において特に断らない限り、史料引用は同史料による。
- (42) 郊外公園とは、要約して述べれば、近代以降の急激な都市化にとまぬい、都市近郊の景勝地に市民の行楽・遊覧を目的に設けられた公園である(丸山宏「郊外公園・箕面公園の誕生」、前掲、同『近代日本公園史の研究』第十章)。郊外公園の設置、発展にあたっては鉄道敷設の重要性が指摘されているが、井の頭の場合、前節で既に渋沢も述べている通り、甲武鉄道が通っているため、要件を満たしていたといえよう。
- (43) 明治四十一年に宮内省官制が施行され、御料局は帝室林野管理局に改められている。
- (44) 前掲、「北多摩郡三鷹村・武蔵野村御料地無料拝借の件」。
- (45) 前掲、「北多摩郡三鷹村・武蔵野村御料地無料拝借の件」。
- (46) 改良委員会については、「東京市公園改良設計調査報告書」(東京都公文書館蔵、市刊D七八)を参照のこと。
- (47) 以下、改良委員会による調査の概要については、前掲「北多摩郡三鷹村・武蔵野村御料地無料拝借の件」に依る。
- (48) 前掲、「北多摩郡三鷹村・武蔵野村御料地無料拝借の件」。
- (49) 『札幌市史 政治行政編』(札幌市役所、一九五三年)三五五、三五六頁。
- (50) 前掲、「北多摩郡三鷹村・武蔵野村御料地無料拝借の件」。
- (51) 前掲、「北多摩郡三鷹村・武蔵野村御料地無料拝借の件」。
- (52) 社団法人尚友倶楽部・櫻井良樹編『阪谷芳郎 東京市長日記』(芙蓉書房出版、二〇〇〇年)。
- (53) 前掲、「北多摩郡三鷹村・武蔵野村御料地無料拝借の件」。
- (54) 前掲、「北多摩郡三鷹村・武蔵野村御料地無料拝借の件」。前掲、「阪谷芳郎 東京市長日記」大正二年十月三十日条。
- (55) 大臣官房総務課「恩賜録二 大正二年」第一六四号(二二四―一)。
- (56) 安達憲忠「本院感化事業と井の頭公園」(『九恵…東京市養育院月報』一六四、国立国会図書館蔵、雑三三―一二)。
- (57) 前掲、『阪谷芳郎 東京市長日記』大正二年十二月十九日、二十日条。
- (58) 前掲、「北多摩郡三鷹村・武蔵野村御料地無料拝借の件」。
- (59) 前掲、『武蔵野百年史 記述編Ⅰ』四四四頁。
- (60) 前掲、『武蔵野百年史 記述編Ⅰ』四四三、四四四頁。
- (61) 井の頭恩賜公園の設置後、周辺地が発展し公園が観光資源化していった経過については、高橋珠州彦「地域住民の投資行動と井の頭恩賜公園の観光資源化」『教育学部紀要 文教大学教育学部』五一、二〇一七年)を参照のこと。
- (62) 帝室林野管理局「地籍録一」大正十三年、第六号。
- (63) 「上野公園・芝離宮庭園の名称変更告示の件」(「公園地(雑) 冊二の一」東京公文書館蔵、三〇五・D六・一一)。